

佐賀県告示第百十七号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正し、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

表中

看護師採用試験	第一次試験 不合格者に 係る専門試 験の得点及 び順位	第一次試験 合格発表の 日から一か 月間	佐賀県立病 院好生館
	第二次試験 合格者に係 る専門試験 の得点及 び順位	第二次試験 合格発表の 日から一か 月間	
診療放射線技 師採用試験	第二次試験 合格者に係 る面接の得 点、総合得 点及び順位 総合得点及 び順位	合格発表の 日から一か 月間	"
理学療法士採 用試験	"	"	健康福祉本 部又は佐賀 県立病院好 生館
作業療法士採 用試験	"	"	佐賀県立病 院好生館

を

理学療法士採用試験	〃	合格発表の日から1か月間	健康福祉本部企画・経営グループ
-----------	---	--------------	-----------------

に改める。